

「北海道地域商業の活性化に関する条例」の点検について（案）

令和 4 年 1 1 月 1 5 日
経済部地域経済局中小企業課

1 点検の基本的な考え方

「北海道地域商業の活性化に関する条例」（平成24年3月30日条例第12号、以下「条例」という。）では、附則第6項において、「この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、平成29年度の前回の点検から5年が経過した今年度、2度目の点検を実施するもの。

このため、道の定めた「条例の見直しに係る基本方針について（平成20年7月1日総務部長決定）※」に基づき、必要性や効果、適法性などの視点から、本条例の点検を行う。

※基本方針

条例の施行状況等を勘案の上、条例の適時性が確保されるよう、「必要性」、「効果」、「基本方針との適合性」、「適法性」、「規定の適正化」の視点から、点検・見直しを行う。

2 条例の概要

(1) 権利義務：道民（事業者）に義務を課す条例

- 特定小売事業施設*の新設の届出 ○ 特定小売事業施設新設届出の変更の届出
- 出店計画説明会の開催 ○ 工事着手の制限 ○ 地域貢献活動計画の提出
- 地域貢献計画説明会の開催 ○ 地域貢献活動計画の変更の届出
- 地域貢献活動実施状況の報告 ○ 特定小売事業施設撤退報告書の提出
- 罰則

※特定小売事業施設

店舗面積が6,000㎡超の小売事業施設をいう（条例第2条、規則第3条）

(2) 政策：道民生活に関わる政策に関する条例

- 地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、道及び事業者等の責務、道民の役割を明確化
- 道の施策の基本となる事項及び特定小売事業に係る手続等必要な事項を定め、施策を推進
- 道民生活の持続的安定並びに地域経済及び地域社会の活性化を図る

3 条例制定時（平成24年）における状況

社 背 会 景 的 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景気の低迷や人口の減少傾向、少子高齢化の進行に伴う事業所数や販売額の減少、中心市街地の商業機能の低下等による空洞化 ○ 高齢化の進行や消費者の購買意識の変化
条 例 制 定 の 必 要 性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域商業は、地域経済及び地域におけるまちづくりの中核として、また、道民の暮らしと消費生活を支える基盤であるとともに、地域コミュニティの場として、地域活動の重要な役割を担っている。 ○ 地域商業を取り巻く環境の厳しさ、新たに対応すべき課題を踏まえ、状況の変化に対応しうる地域商業としての変革が求められており、地域の実態に応じた取組を強化し、地域商業の活性化を促していくことが必要。 ○ 安定した道民の消費生活並びに活力ある地域経済及び地域社会を次代に引き継いでいくため、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域商業がこれまで担ってきた役割の維持強化を図ることが必要。 ○ このため条例の形式で規範を設けることとし、次の事項を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域商業の活性化に関する基本理念 ・ 道、事業者、小売事業施設設置者及び商工関係団体の責務と道民の役割 ・ 道の施策の基本となる事項 ・ 特定小売事業施設に関する手続
条 目 指 の す 姿	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域商業、地域経済の活性化 ○ 道民生活の安定 ○ 地域コミュニティの活性化

4 条例に基づく手続関係の実施状況 . . . 別紙1 P1~P2

(R 4.3月末現在)

内 容 等	実施状況等
特定小売事業施設新設の届出 (第18条)	27施設
特定小売事業施設変更の届出等 (第19条)	・届出事項の変更届 3施設 ・新設の中止の届出 1施設
出店計画説明会の開催 (第20条)	27施設
新設等の届出に係る市町村の長の意見等 (第21条)	4施設
新設等の届出に係る知事の意見等 (第22条)	-
勧告及び公表 (第23条)	-
地域貢献活動計画の提出 (第25条)	229施設 (撤退、廃止、中止を除く)
地域貢献計画説明会の開催 (第27条)	27施設
地域貢献活動計画に係る市町村の長の意見等 (第28条)	3施設
地域貢献活動計画に係る知事の意見等 (第29条)	-
地域貢献活動計画の変更の届出 (第30条)	179施設
地域貢献活動実施状況の報告 (第32条)	223施設
特定小売事業施設撤退報告書の提出 (第34条)	7施設
罰則 (第38条)	-

5 条例に基づく施策の実施状況 . . . 別紙1 P3~P6

内 容 等	実施状況等 (主なもの)
取組指針の策定 (第9条)	「北海道地域商業活性化方策」を策定 (H30.4 改定)
地域貢献活動指針の策定 (第10条)	「北海道地域貢献活動指針」を策定 (H30.4 改定)
市町村に対する支援 (第11条) 地域関係者の取組の促進 (第12条) 調査研究の推進 (第13条) 情報の提供 (第14条) 推進体制の整備 (第16条) 財政上の措置 (第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業 (H28~H30) ○ 地域商業の活性化に向けた雇用管理改善等推進事業 (R1~R3) ○ 中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業 (R2) ○ 商店街域内消費喚起事業費補助金 (R2) ○ 地域商業ウィズコロナ対策支援事業費 (R3) ○ 中小・小規模事業者販売促進緊急支援事業 (R3) ○ 地域事業者連携型販売促進等支援事業 (R4) ○ 地域商業活性化推進会議・商業活性化部会の設置 (H24~)
優良事例の公表等 (第15条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街における多様な主体と連携した取組事例集 (H29) ○ 商店街と大型店による連携取組事例集 (H30) ○ 商店街の空き店舗等を活用した取組事例集 (R1) ○ 商店街の空き店舗等を活用した取組事例集、中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業を活用した取組事例集 (R2) ○ 商店街における買い物支援及び流通対策の取組事例、地域商業ウィズコロナ対策支援事業を活用した取組事例、空き店舗を活用した取組事例集 (R3)

6 市町村からの意見聴取（市町村アンケート）・・・ 別紙1 P7

- (1) 実施期間 令和4年4月26日～5月13日
- (2) 調査対象 道内179市町村
- (3) 回答率 100%
- (4) 調査結果

● 「北海道地域商業活性化に関する条例」の評価について

回答項目	回答数
評価している	61市町村（34.1%）
どちらかといえば評価する	91市町村（50.8%）
どちらかといえば評価しない	2市町村（1.1%）
評価しない	1市町村（0.6%）
わからない	24市町村（13.4%）

見直しの視点	考 え 方
必 要 性	<p>(条例の適時性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例制定時に課題としていた「事業所数や販売額の減少」、「中心市街地の空洞化」などについては、更なる人口減少や少子高齢化の進展により、現在も課題となっている。 ○ 地域商業は、地域の経済及びまちづくりの中核として、また、道民の暮らしと消費活動を支える基盤であるとともに、地域コミュニティの場としての重要な役割を担っており、課題への対応を促し、その活性化を図ることが必要。 <p>(条例による対応の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域商業の活性化は、地域における事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体及び道民の創意や主体性が発揮され、地域の実態に応じた取組により推進されなければならないため、関係者が共通の目的や理念の下、それぞれの責務や役割を理解して取り組むことができるよう、引き続き、条例の形式で規範を設ける必要がある。 <p>(道が対応する必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域商業を活性化させるためには、各市町村や事業者、商工関係団体に加え、国、道民との緊密な連携の下で、総合的な施策を推進するとともに、取組を全道に波及させる必要がある。
効 果	<p>(新設届出による効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定小売事業施設を新設する者からの新設の届出や出店計画説明会の開催により、立地市町村等に対して出店情報を事前に周知するとともに、中心市街地の活性化等の見地から意見を述べる機会を設けることで、地域の活性化及びまちづくりに関する計画との整合性の確保が図られている。 なお、新設等の不届や虚偽の届出は見られなかった。 <p>(地域貢献活動計画の提出による効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定小売事業施設から届出のあった地域貢献活動計画の通知と地域貢献計画説明会の開催により、立地市町村等に対して計画を事前に周知するとともに、中心市街地の活性化等の見地から意見を述べる機会を設けることで、地域の実態に応じた計画の策定を促すとともに、報告のあった活動の実施状況を公表し、周知を図ることにより、地域貢献活動の拡大を誘導した。 <p>(施策による効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における急速な人口減少や少子高齢化の進展により、地域商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、道はもとより、国や市町村の施策を活用しながら、地域商業の縮小を止めるよう、商店街等において、条例に基づき策定した地域商業活性化方策における商業活性化の展開方策に則し、さまざまな取組が進められている。 <p>(優良事例の公表による効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事例集の発行などを通じて地域商業の活性化に関する優れた取組を周知することにより、各地域での商業活性化の取組の拡がりを誘導している。
基本方針との適合性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例の内容は、「北海道総合計画」の政策体系「中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生－住民の暮らしを支える地域商業の活性化」に適合しており、条例に基づき策定した「北海道地域商業活性化方策」は、道の特定分野別計画に位置づけられている。
適法性及び規定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、独占禁止法）に抵触する内容はなく、また、経年に伴う不適切な表現や規定の運用にあたり疑義が生じなかったことから、改正を要する事項はない。
点検の結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の見直しの視点に沿って点検を行った結果、現行条例の目的や基本理念、各規定は概ね妥当であり、本条例を現行どおり維持することが適当である。